

小規模弁護士会助成に関する規則

(平成九年六月二十日規則第六十三号)

改正 平成一四年 三月 一日

同 一七年 六月 一七日

同 二六年 二月 一九日

(目的)

第一条 この規則は、小規模弁護士会助成に関する規程(以下「規程」という。) 第四条第二項及び第十一条の規定に基づき、規程第四条第一項各号に掲げる費用の具体的範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(支給の費目)

第二条 規程第四条第一項各号に掲げる費用の具体的範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 人件費については、職員(臨時職員を含む。)の給与、諸手当及び賞与(退職金を除く。)
- 二 事務費については、消耗品費、通信費及び印刷費
- 三 交通費及び宿泊費については、弁護士会が会員に対して補助を行う部分

(費用の算定)

- 1 -

第三条 規程第四条第一項及び前条に定める費用は、当該弁護士会の過去二年度の支出金額及び申請時年度の予算額を基礎として、次年度に必要な額を予測して算定する。

(申請)

第四条 助成金の支給を申請する弁護士会は、毎年三月三十一日までに次に掲げる書類を添付した申請書を本会に提出しなければならない。

- 一 助成を求める金額を明らかにする書類
- 二 過去二年度の決算書及び当該年度の予算書

附 則

- 1 この規則は、平成九年六月二十日から施行する。
- 2 平成九年に行う申請については、第四条に関わらず、平成九年十月三十一日まで申請書を提出することができる。
- 3 平成十七年に行う申請については、第四条の規定にかかわらず、平成十七年六月三十日まで申請書を提出することができる。

附 則 (平成一四年三月一日改正)

第四条の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日改正)

- 2 -

附則第三項の改正規定は、理事会の承認があつた日から施行し、平成十七年一月一日から適用する。

附 則（平成二六年一月一九日改正）

第一条、第二条及び第四条の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。